

ニホンザルの保護管理の取組事例について

ここでは、特定計画が策定され、保護管理が進められている事例を紹介する。取り上げた事例は、毎年度、各群れ毎に生息動向や被害状況がモニタリングされ、群れ毎に事業実施計画が策定され、被害防除や個体群コントロールが総合的に取り組まれている事例である。

兵庫県では、小規模で孤立した個体群だが、被害を出す群れに対して、群れの規模に応じた個体群コントロールが行われている。

宮城県では、奥山の方向に群れを追い上げ、人とサルとの棲み分けを図るための取り組みが行われている。

神奈川県では、群れの分裂による被害拡大の防止や生活被害・人身被害の軽減、新たな加害群の捕獲を目的とした個体群コントロールが行われている。

1. 兵庫県

兵庫県には、ニホンザルの生息地域が6地域（うち2地域は餌付け群）あり、各地域に1~4群の群れが分布して地域個体群を形成しているが、相互に孤立している（図1）。

ほとんどの群れが集落に出没し、農業被害や生活環境被害を発生させており、地域住民との軋轢は深刻である。こういった状況の中で、以下の保護管理目標を定めて計画が実行されている。

ここでいう「地域個体群」とは「特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン（ニホンザル編）（以下、「ガイドライン」という）で「群れ集団」（分布が連続した群れのまとまり、孤立群の場合を含む）と仮称されているものと同じである。

（1）保護管理目標

人身被害の防止

集落への出没率低減による農業被害・生活被害の減少

現存する群れの適正な維持

群れの分裂による被害地域の拡大抑制

（2）保護管理の基本的な考え方

群れ規模に対応した目標達成のための方策を設定

毎年、群れ毎に個体数と被害実態のモニタリング調査を実施

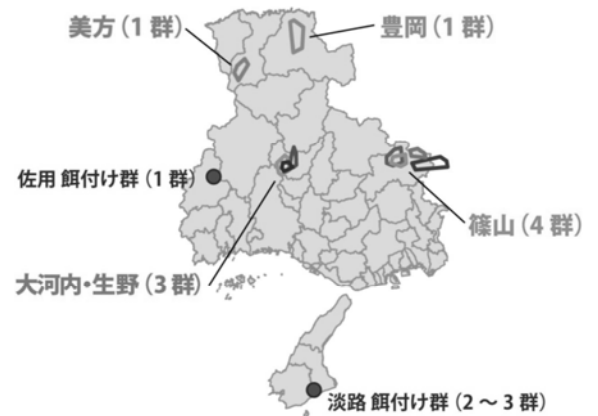


図1 兵庫県内のニホンザル生息状況

（森林動物研究センター調査）

調査結果に基づき、「年度別事業実施計画」を策定し、実行

(3) 個体群コントロール

下記2点を基に個体数管理の基準(表1)が設定され、群れの規模により個体数管理方法が決定されている。

- ・群れの成獣メスが10頭以下になると群れの絶滅確率が高まる。

群れの規模が大きい場合には、被害対策と群れの分裂による被害地域の拡大防止を目的に必要なに応じて捕獲が実施される。

群れの規模が小さい場合は、被害防止を目的にやむを得ない場合に問題個体を特定した捕獲が実施される。

表1 個体数管理の基準

群れの規模	個体数管理の方法
オトナメス 10 頭以下	<ul style="list-style-type: none">・ 原則としてメスの捕獲を行わない。・ ただし、被害防止のため、やむを得ない場合は問題のある個体を識別して捕獲する。
オトナメス 11～15 頭	<ul style="list-style-type: none">・ 原則としてオトナメスの捕獲を行わない。・ ただし、被害防止のため、やむを得ない場合は問題のある個体を識別して捕獲する。
オトナメス 16～20 頭	<ul style="list-style-type: none">・ 被害対策のため、必要なに応じて有害捕獲を行う。
オトナメス 21 頭以上	<ul style="list-style-type: none">・ 被害対策のため、必要なに応じて有害捕獲を行う。・ 群れの分裂や出没地域の拡大に注意を払う。

問題のある個体：過度に人を威嚇したり、人家へ侵入するなど、人身被害を発生させる危険性の高い個体を指す。

(4) 問題個体の識別捕獲

豊岡市と香美町では、人家に侵入するなど問題のある個体を識別して、麻酔銃による捕獲が、兵庫県森林動物センターの研究員により行われた。

実績

- ・ 豊岡市(1群31頭)では、人家侵入・威嚇をする個体が麻酔銃等により捕獲された。
- ・ 香美町(1群35頭)では、人家侵入・威嚇する個体が麻酔銃により捕獲された。
- ・ 香美町村岡では、人身被害(噛みつき)を発生させたハナレザルが麻酔銃により捕獲された。
- ・ 捕獲された個体は、安楽殺処分された。

効果

- ・ 問題個体を選択的に捕獲することができた。

- ・ 捕獲現場を住民に見せることにより住民感情が変化し協力的になった。
- ・ 地域住民や市町担当者と協力して実施することでコミュニケーションが広がり、被害対策が進展する可能性がある。
- ・ 豊岡市では、監視員による追い払いの効果もあり、行動域が変化して、集落への出没率が減少傾向にある。

課題

- ・ 特殊技術のため普及が難しい。
- ・ 労力がかかり、連続して対応することが困難である。
- ・ サルが射手を学習して、捕獲効率が低下する可能性がある。

2. 宮城県

宮城県には、8つのポピュレーション（複数の群れの連続分布）が存在し、金華山ポピュレーションを除くと、35群が主に水系に沿って分布している（図2）。

「ポピュレーション」とはガイドラインの「群れ集団」と同じである。

（1）保護管理目標

「ニホンザルの野生の尊厳を守る」という基本理念のもと、人とサルとが一定の距離を保ち、両者が一定の緊張感を維持した状況の構築を長期目標とし、そのために短期、中期には、捕獲も含めた対策を講じつつ、群れの奥山への追い上げを継続して行う（図3）。

なお、追い上げとは、サルの群れの遊動域を強制的に山奥へ変更させることである。

（2）保護管理の特徴

- ・ 毎年度、群れ数、個体数等のモニタリング調査を実施。
- ・ モニタリング調査結果を基に各群れを、「人に対する反応」、「農地への出方」、「住宅地への出方」、「各種威嚇に対する反応」、「追い上げのしやすさの程度」の評価項目で評価し、7段階の評価レベル（加害レベル）を判定する。
- ・ 毎年度策定される保護管理事業実施計画書で、評価レベルに応じて群れ毎に対策が示され、実施される。
- ・ 対策は、長期的な視点から加害群だけでなく、加害予備軍にも講じられる。
- ・ 加害レベルの高い群れ（農地依存度の高い群れ）ほど追い上げにくいいため、加害レベルの低い群れ（農地への依存度の低い群れ）から追い上げを実施する。
- ・ 追い上げ時には、サル追い犬、銃器、強力な花火が使用される。

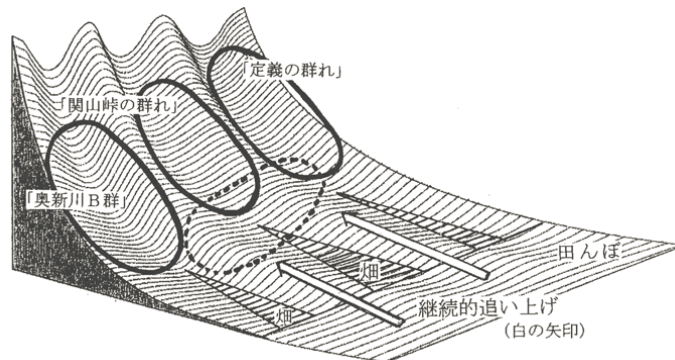


図3 仙台・川崎ポピュレーションにおける追い上げ案



図2 宮城県のニホンザル生息状況

(3) 個体群コントロール

加害レベルが最も高い群れについては、被害対策や個体数増加による群れの分裂防止を目的に多頭捕獲が実施される。

加害群が分裂し、被害地域が新たに拡大した場合、関係者の合意形成のもと全頭捕獲が実施される。

加害群に対しては、銃器を使用した追い上げ実施時に、合わせて銃器による捕獲が実施される。

(4) 加害群の捕獲

実績

- ・ 仙台市では、加害レベルが最も高い群れは、捕獲とその他の対策によって群れ数は変わっていないが、群れの規模（頭数）が概ね半分となった。
- ・ 加害群から分裂した群れは、全頭捕獲し、安楽殺処分された。

効果

- ・ 仙台市では、広瀬川及び名取川流域で最も下流側に生息し、加害レベルが最も高い4群（「奥新川A 1・A 2群」、「秋保大滝A・B群」）は、捕獲による頭数の削減、各種の被害対策が効果をあげたことなどにより、群れの遊動域が人里方向へ大きく移動することはなかった。
- ・ 加害群から分裂した群れを全頭捕獲した地域では、被害はなくなった。

課題

- ・ 特定の地域に長期滞在し継続して被害を発生させるような行動が見られた。
- ・ 奥山に生息する「高倉山の群れ」、「奥新川B 1群・B 2群」、「定義の群れ」の遊動域が東へ拡大する傾向が見られるとともに、下流域への進出の恒常化の傾向が強まっている。また、猟友会隊員や関係車輛を認識して追い上げの気配に敏感に反応するなど人馴れが進んでいる。

3. 神奈川県

神奈川県には、3つの地域個体群¹が存在し、確認されている加害群及び加害集団²は、20群2集団である(図4)。

1ここでいう「地域個体群」とは、ガイドラインの「群れ集団」と同じである。

2「集団」とは、モニタリングが行われておらず通年の行動域・個体数・加害レベルが不明であるが、隣接する群れとは独立した行動域をもつと推測される数頭から数十頭のサルの集まりのこと。

(1) 保護管理目標

- ・地域個体群の安定的な維持
- ・農作物等被害の軽減
- ・生活被害・人身被害の根絶

(2) 目標達成のための基本方針

- ・第2次計画策定時(平成18年度)の生息状況を基準として、新たな加害群や加害集団を生じさせず、必要な施策を講じることにより人とサルとの棲み分けを目指す。
- ・地域個体群の安定的な維持に必要な群れ数や個体数の規模については、最新の知見やモニタリング結果により検討する。

(3) 保護管理の特徴

- ・毎年度、サルの生息状況、被害状況などをモニタリングする。
- ・毎年度、モニタリング結果より群れごとに加害レベル(レベル1~5)を判定し、加害レベルに応じた保護管理事業(被害防除、個体数調整、生息環境整備を効果的に組み合わせる)を実施する。
- ・地域ごと群れごとに、毎年度、保護管理事業実施計画を策定する。

(4) 個体群コントロール

1) 加害個体の捕獲

- ・人身被害が発生または発生する恐れがある場合に、個体を特定して捕獲。

2) 分裂による被害拡大防止のための個体数調整

- ・加害レベル3以上での群れで、個体数が増加するなど群れの分裂の可能性が高く、分裂の結果、被害拡大の恐れがある場合、生息環境整備と合わせて、分裂を阻止できる規模まで個体数調整を行う。

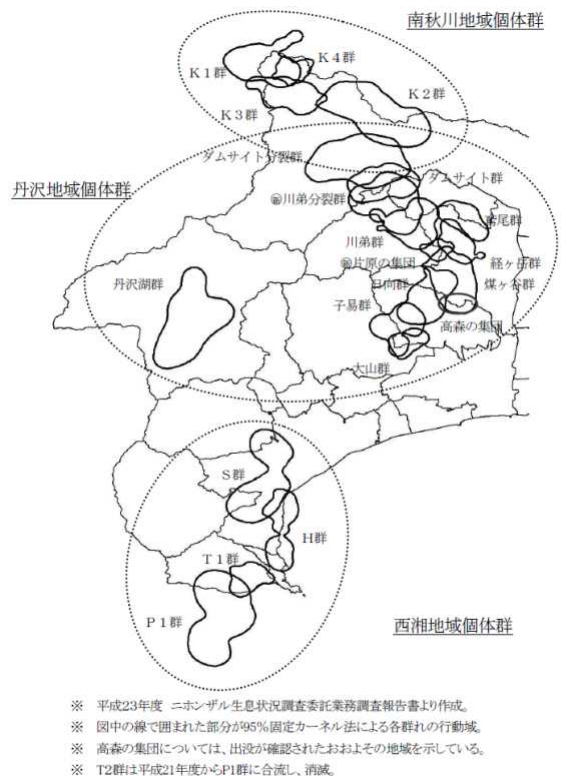


図4 神奈川県のニホンザルの分布

3) 生活被害・人身被害軽減のための個体数調整

- ・加害レベル3以上の群れで、市街地及び農地に頻繁に出没し、一定の要件を満たす場合には、被害の軽減が図れるまで個体数調整を行う。

4) 新たな加害群及び加害集団の捕獲

- ・第2次計画策定時(平成18年度)に生息が確認されていない群れまたは集団で、行動域の大半が市街地や農地であり、生活被害・人身被害を発生させるおそれがある場合は、被害防除対策に努めながら捕獲を行い、被害地域の縮小に努める。

5) 群れ捕獲

- ・加害レベル5の群れで、一定の要件を満たす場合には、群れの全頭捕獲を行う。

(5) 丹沢地域個体群での個体群コントロール

群れ数、個体数が最も多い丹沢地域個体群の個体群コントロールについて実施状況等を整理した。

実績(平成23年度)

- ・人身被害防止のため、人身被害を発生又は発生させるおそれのある加害個体を特定し高森の集団の3頭が捕獲された。
- ・分裂による被害拡大防止のための個体数調整として、鳶尾群26頭(計画数30頭)、経ヶ岳群10頭(当初計画数10頭、追加計画数10頭)、煤ヶ谷群9頭(計画数10頭)、ダムサイト分裂群0頭(計画数7頭)、川弟群3頭(計画数10頭)が捕獲され処分された。なお、鳶尾群・経ヶ岳群・煤ヶ谷群において、オトナメス及びそのアカンボウが捕獲された場合は、オトナメスにマイクロチップを装着後、学習放獣された(鳶尾群12頭、煤ヶ谷群4頭、川弟群2頭)。

効果

- ・ダムサイト群から分裂したダムサイト青山集団は、捕獲により平成22年3月に消滅した。
- ・分裂による被害拡大防止のための個体数調整を実施している鳶尾群、経ヶ岳群、煤ヶ谷群について分裂は確認されず、被害地域の拡大は生じていない。

課題

- ・群れによっては行動域が南下している傾向がある。

参考資料

< 兵庫県 >

- ・ 第 2 期ニホンザル保護管理計画，平成 24 年 3 月，兵庫県
- ・ 第 2 期ニホンザル保護管理計画 平成 24 年度事業実施計画，平成 24 年 3 月，兵庫県

< 宮城県 >

- ・ 第二期宮城県ニホンザル保護管理計画（改訂版），平成 24 年 3 月，宮城県
- ・ 平成 23 年度宮城県ニホンザル保護管理事業実施計画，平成 23 年 6 月，宮城県環境生活部自然保護課
- ・ 平成 22 年度仙台市ニホンザル保護管理事業実施計画，平成 22 年 3 月，仙台市

< 神奈川県 >

- ・ 第 3 次神奈川県ニホンザル保護管理計画，平成 24 年 3 月，神奈川県
- ・ 平成 24 年度神奈川県ニホンザル保護管理事業実施計画，平成 24 年 6 月，神奈川県